

# 公務災害事務担当者 研修資料

## Vol. 1 概要編

地方公務員災害補償基金 岩手県支部

- このファイルは、**16**枚のスライドで構成しています。
- このファイルには解説の音声は収録していません。
- このファイルでは、左クリックすれば次のスライドに移ることができます。
- このファイルの内容は、紙媒体資料の**No 1**を膨らませた内容になっていますので、必要に応じて資料を印刷するなどして併せてご覧ください。



# 1-1 公務災害と補償

初めに「公務災害とは何か」、「公務災害の補償にはどんなメニューがあるのか」などを解説します。

---

職員が仕事上または通勤途上で怪我をしたり、病気になったり、あるいは死亡した場合は、その職員や遺族の請求に基づき、その受けた損害について補償が行われます。（地方公務員災害補償法第45条）

---

この補償は、常勤職員（および要件を満たす会計年度任用職員）の場合、地方公務員災害補償基金という地方共同法人が行います。（同法第1条）

---

地方公務員災害補償基金は、地方公務員の災害補償制度を全国的な見地から統一かつ専門的に運用し、すみやかに公正な補償を行うため、昭和42年12月1日に発足したもので、本部は東京都に、支部は各都道府県および各指定都市に置かれています。

---

岩手県支部は県の総務部総務事務センター内に置かれ、県内の地方公務員（県・市町村・一部事務組合・独立行政法人の職員）すべての災害補償を行っています。

---

（岩手県「職員の手引き」より抜粋、一部加筆）

## 1-2 補償・福祉 事業の内容①

地方公務員災害補償基金が行う補償および福祉事業は、大別すれば、次の(1)～(8)の8つであり、その内容は、おおむね次のとおりです。

### (1) 療養補償

公務または通勤により負傷し、または疾病に罹った場合、治療に要した費用を基金が負担します。

- ア 診察
- イ 薬剤または治療材料の支給
- ウ 処置・手術その他の治療
- エ 居宅における療養上の管理およびその療養に伴う世話  
その他の看護
- オ 病院または診療所への入院およびその療養に伴う世話  
その他の看護
- カ 移送

### (2) 休業補償

公務または通勤により負傷し、または疾病に罹り、療養のため勤務できない場合で給与が支給されないときは、1日につき平均給与額の6割に相当する額が基金から支給されます。

## 1-2 補償・福祉 事業の内容②

### (3) 傷病補償年金

公務または通勤により負傷し、または疾病に罹り、療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その障害の程度が傷病等級の第1級から第3級までに該当する場合は、等級に応じて平均給与額の313日から245日分の年金が支給されます。

### (4) 障害補償

公務または通勤により負傷し、または疾病に罹り、治ったときに障害が残っている場合には、その障害等級に応じて、第1級から第7級までは平均給与額の313日から131日分までの年金が支給され、第8級から第14級までは平均給与額の503日から56日分までの一時金が支給されます。

### (5) 介護補償

傷病等級が第2級以上または障害等級が第2級以上の年金受給権者のうち、当該年金の支給事由となった一定の障害により常時または随時介護を要する状態にあり、常時または随時介護を受けている場合は、介護の状態に応じて月額177,950円から45,400円までの介護補償が支給されます。

## 1-2 補償・福祉 事業の内容③

### (6) 遺族補償

公務または通勤により職員が死亡した場合で、その遺族が職員の収入により生計を維持していたときは、遺族の人数に応じて遺族補償年金が支給されます。

なお、職員の死亡当時、遺族が年齢制限等によって年金の受給資格者になれない場合または職員と生計維持関係があった遺族がない場合は、遺族の区分に応じて遺族補償一時金が支給されます。

### (7) 葬祭補償

公務または通勤により職員が死亡した場合は、その葬祭を行う者に対して、330,000円に平均給与額の30日分相当額を加算した額（この額が平均給与額の60日分相当額に満たないときは、当該平均給与額の60日分相当額）が支給されます。

## 1-2 補償・福祉 事業の内容④

### (8) 福祉事業

公務災害または通勤災害を受けた職員またはその遺族は、補償の付加的給付として次のような福祉事業（援護のための資金の支給を含む）を受けることができます。

- ア 外科後処置に関する事業
- イ 補装具に関する事業
- ウ リハビリテーションに関する事業
- エ アフターケアに関する事業
- オ 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業
- カ 休業援護金、長期家族介護者援護金、奨学援護金、就労保育援護金  
など18事業

## 1-3 公務災害・通勤災害の認定状況①

(1) 岩手県支部の対象団体数、職員数（令和8年度）

◆団体数 61団体（県、14市、19町村、27一部事務組合等）

◆職員数 41,217人（令和8年度概算負担金積算資料数値）

(2) 岩手県支部の認定件数と推移

（単位：件）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	5年平均
公務災害	496	500	459	562	526	508.6
通勤災害	57	52	37	38	44	45.6
合計	553	552	496	600	570	554.2

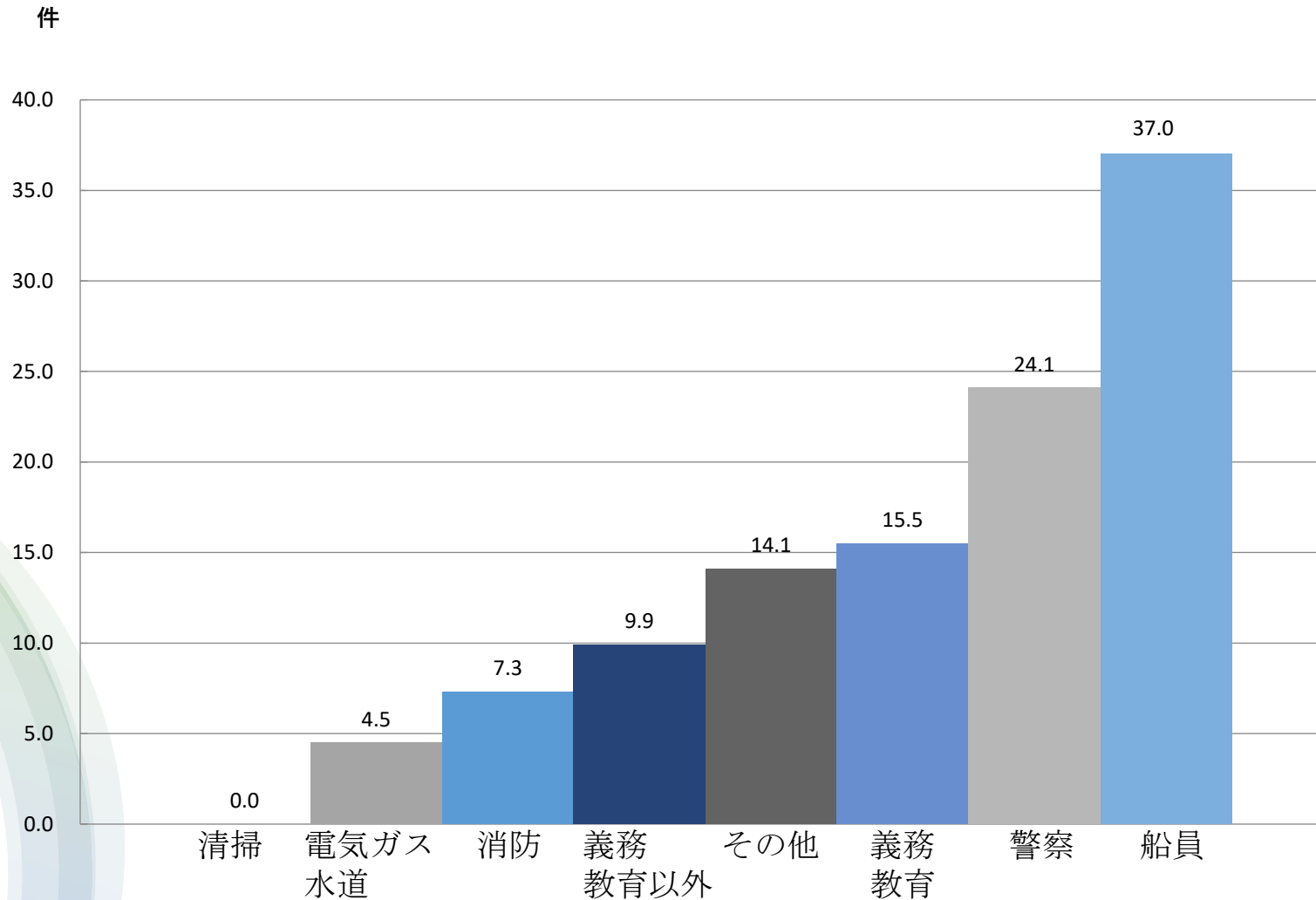
# 1-3 公務災害・通勤災害の認定状況②

## (3) 岩手県支部の職種別認定件数（令和7年度）

職員の職種別区分	対象職員数 (人)	認定件数（件）			千人当たり発生件数
		公務災害	通勤災害	合計	
義務教育学校職員	8,437	128	3	131	15.5
義務教育学校職員以外の教育職員	5,656	52	4	56	9.9
警察職員	2,446	57	2	59	24.1
消防職員	2,032	15		15	7.3
電気・ガス・水道事業職員	883	2	2	4	4.5
運輸事業職員	0				0
清掃事業職員	264				0
船員	54	2		2	37.0
その他の職員	21,445	270	33	303	14.1
合 計	41,217	526	44	570	13.8

# 1-3 公務災害・通勤災害の認定状況③

(4) 職種別1,000人あたり発生件数 (令和7年度) 岩手県支部



# 1-4 補償・福祉事業の実施状況①

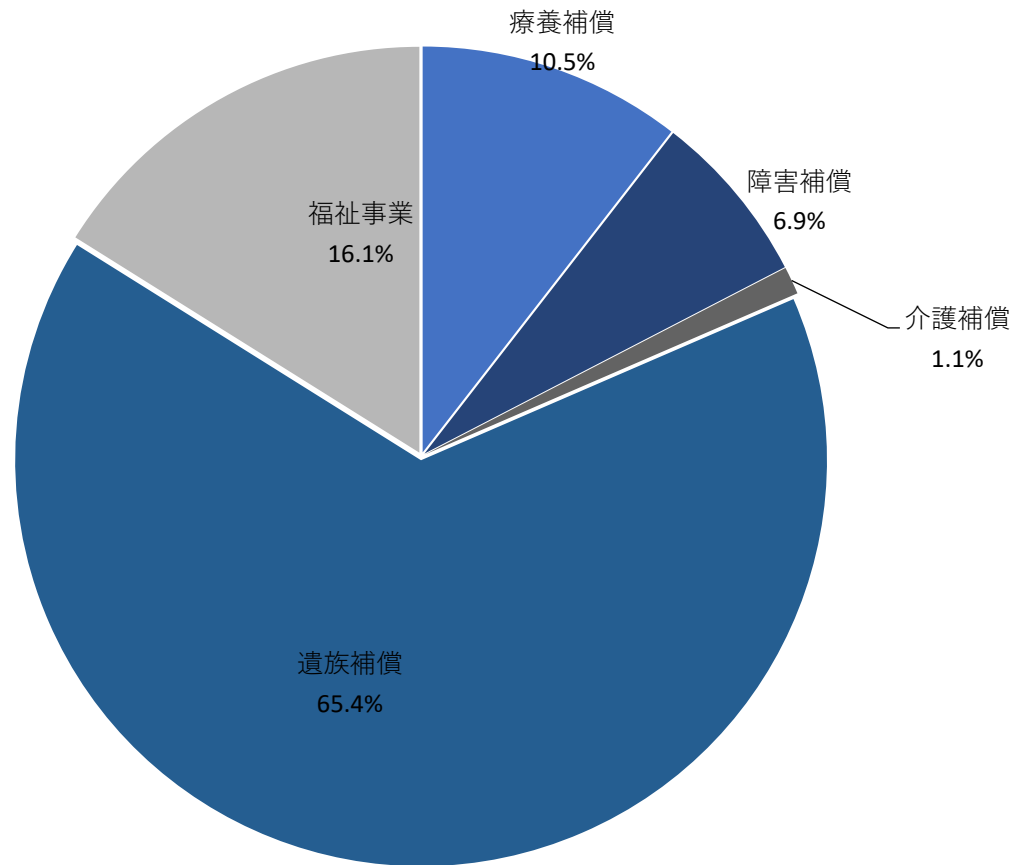
岩手県支部

費用別		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
						件数・金額	費用別割合
療養補償	件数(件)	581	622	583	639	601	
	金額(円)	69,813,485	65,810,044	61,402,186	82,824,553	66,697,769	10.5%
休業補償	件数(件)	3	1	1		2	
	金額(円)	551,215	253,753	166,286		307,874	0.0%
傷病補償	件数(件)		2		1		
	金額(円)		10,723,630		328,616		0.0%
障害補償	件数(件)	21	21	17	20	17	
	金額(円)	40,321,241	76,919,126	40,861,988	80,006,134	43,456,680	6.9%
介護補償	件数(件)	3	3	3	3	4	
	金額(円)	1,752,980	1,801,480	1,863,080	1,943,080	6,781,870	1.1%
遺族補償	件数(件)	138	138	140	136	133	
	金額(円)	436,749,925	421,472,982	424,581,674	410,199,825	414,398,359	65.4%
葬祭補償	件数(件)	1	2	2			
	金額(円)	547,590	1,723,080	1,883,460			
福祉事業	件数(件)	203	211	198	200	185	
	金額(円)	128,922,127	166,752,152	151,425,469	151,533,762	102,111,276	16.1%
合 計	件数(件)	950	1,000	944	999	942	
	金額(円)	678,658,563	745,456,247	682,184,143	726,835,970	633,753,828	100%

# 1-4 補償・福祉事業の実施状況②

岩手県支部

令和7年度補償・福祉事業の実施状況



費用別	割合
療養補償	10.5%
休業補償	0.0%
傷病補償	0.0%
障害補償	6.9%
介護補償	1.1%
遺族補償	65.4%
葬祭補償	0.0%
福祉事業	16.1%
合計	100%

## 1-5 費用負担①

基金の業務に関する費用は、各地方公共団体等の負担金等によって賄われます。

### (1) 概算負担金

- 各地方公共団体等の前々年度の決算に計上された給与の総額に負担金率を乗じて得た額に、理事長が定める率を乗じて算定
- 毎年度4月に、支部に納付

### (2) 確定負担金

- 年度終了後、各地方公共団体等の当該年度の決算に計上された給与の総額に負担金率を乗じて得た額に、理事長が定める率を乗じて算定
- 概算負担金との差額を納付または還付（還付の場合、翌年度負担金への充当も可能）

### (3) メリット制

- 都道府県、指定都市、中核市、指定都市等加入一部事務組合等が該当（岩手県支部では、県・盛岡市・盛岡地区広域消防組合が該当）
- 3事業年度の間の給付額と負担金の割合が基準値を上回る（または下回る）場合に、±20%の範囲内で負担金率を引き上げる（または引き下げる）仕組み

$$\text{負担金の額} = \text{給与総額} \times \text{負担金率} \times \text{理事長が定める率} \times \text{メリット率}$$

(決算書から算定) (次のスライド) (別途通知による) (該当団体のみ)

# 1-5 費用負担②

負担金率（普通補償経理分、令和4年4月1日から適用、全国共通）

職員の区分	給与の総額に乗ずる割合
義務教育学校職員	1,000分の 1.00
義務教育学校職員以外の教育職員	1,000分の 1.07
警察職員	1,000分の 3.39
消防職員	1,000分の 2.45
電気・ガス・水道事業職員	1,000分の 1.65
運輸事業職員	1,000分の 1.95
清掃事業職員	1,000分の 4.18
船員	1,000分の 4.12
その他の職員	1,000分の 1.08

# 1-5 費用負担③

時期	各団体における作業（令和8年度）	給与総額の算定に用いるデータ
4月	令和8年度概算負担金を県支部に納付	令和6年度決算書
7月	令和7年度確定負担金についての県支部からの通知を受理、負担金額を算定	令和7年度決算書
8月	令和7年度確定負担金報告書を県支部に提出（期限） ⇒ 県支部が審査し、審査結果を各団体に連絡	
10月	令和7年度確定負担金の追加納付が必要な場合は県支部に納付 〃 還付が必要な場合は県支部から還付を受ける （または翌年度の負担金に充当）	
2月	令和9年度概算負担金についての県支部からの通知を受理、負担金額を算定	令和7年度決算書
3月	令和9年度概算負担金報告書を県支部に提出（期限） ⇒ 県支部が審査し、審査結果を各団体に連絡 ⇒ 4月納付へ	



終わり

## Vol. 1 概要編

地方公務員災害補償基金 岩手県支部